

平成24年（行ウ）第6号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件

原告 宮部慎太郎

被告 鳥取市

被告第4準備書面

平成25年11月11日

鳥取地方裁判所民事部 御中

被告訴訟代理人 弁護士 駒井重忠



被告訴訟代理人 弁護士 西川弘康



被告訴訟復代理人 弁護士 今田慶太



第1 変更後の請求の趣旨に対する本案前の申立

請求の趣旨第2項に係る原告の訴えを却下する。

との判決を求める。

第2 本案前の申立の理由

1 出訴期間の途過

原告は変更後の請求の趣旨第2項の根拠を明示しないが、仮に地方自治法242条の2第1項4号に基づく請求であれば、同条第2項の出訴期間を経過しているため、不適法である。

2 訴訟要件の欠缺

変更後の請求の趣旨第2項は、地方自治法242条の2第1項各号のいず

れにも該当しないため、訴訟要件を欠き、不適法である。

同法242条の2第1項4号に基づく請求は「当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求（但し、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第243条の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあっては、当該賠償の命令をすることを求める請求）」である。原告は対象となる実体法上の請求権を明示しないが、租税の徴収は損害賠償でも不当利得返還でもないため、対象とならない。

第3 変更後の請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

以上